

## 平成30年度 第1回 子ども・子育て会議 会議録

開催日 平成30年6月26日(火) 14:00~15:40

場 所 開成町民センター 中会議室 A

出席者 小田会長、山岸委員、佐藤委員、露木委員、小林委員、  
上野委員、金澤委員、石渡委員、石河委員、井狩委員

事務局 子ども・子育て支援室

事業説明 保険健康課・福祉課・教育総務課

- 議 題
- (1) 子ども・子育て会議の役割について
  - (2) 子ども・子育て支援事業計画の点検評価について
  - (3) 平成30年度 入園・入所状況について
  - (4) 平成30年度 放課後児童健全育成事業について

### 主旨

町では、法や条例で定める一定条件に当てはまる「子ども・子育てに関すること」について、さまざまな分野の有識者から意見を聴くために子ども・子育て会議を設置している。

今回の会議では、平成29年度子ども・子育て支援事業計画の全事業の進捗状況について評価結果を報告し審議いただいた。併せて平成30年4月1日時点の入園・入所状況及び今年度より1か所増設した放課後児童健全育成事業の入所状況を報告した。

### 委員の変更

町内事業所区分 開成町工場会 本多力委員より石河勇委員、学識経験者 山岸道子委員から和泉短期大学 井狩芳子委員に変更した。条例第4条に基づき委員の任期は、前任者の残任期間となり平成31年3月31日までとなる。

## ■議題1 子ども・子育て会議の役割について

### 事務局説明

子ども・子育て会議は、子どもの保護者や事業者の代表、教育関係者、労働者の代表、子育て支援の従事者や有識者といったさまざまな分野から集まっていたいただいた会議体であ

る。

町子ども・子育て会議条例第2条の所掌事務を、子ども・子育て支援法と合わせて読むと、「町の事業計画を策定・変更する際や、町が、教育・保育施設等の利用定員を定める際には、この会議の意見を聴かなければならない」とされている。しかし、ここで何かを決定することや、やらなければいけないことはなく、子ども・子育てに関することについては町で推進するが、法や条例で定める一定条件に関することについて意見の交換をしていきたい。また、「子ども子育て支援事業計画」の進捗状況について、地域の実情を踏まえて実施されているかどうか確認する役割も担っている。

町条例第4条にあるとおり、任期は2年間で再任することもできる。会議の開催は条例第6条のとおり、委員の半数以上の出席が必要。別表の報酬金額は日額のため、4時間を超えない会議の時は半額の支給となる。

平成30年度子ども・子育て会議は、年3回を予定している。平成30年5月に内閣府より平成32年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、国の基本方針に基づくニーズ調査の実施が示された。9月にニーズ調査内容についてご審議いただき、平成31年2月頃ニーズ調査結果、主要事業の現況について報告する。

#### 意見等

特になし。

## ■議題2 子ども・子育て支援事業計画の点検評価について

#### 事務局説明

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、開成町では平成27年度から5年間を計画期間とする「開成町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定した。策定に際しては、平成25年度に立ち上げたこの会議の中で様々な意見をいただいている。

町支援事業計画は、子育て支援事業の提供体制や環境整備を進める重要な取組みをまとめたもので、計画に掲げた事業の進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づく見直しを進めていくことが必要となっている。このような趣旨のもと、町支援事業計画の点検・評価については、次のとおり取り組むこととしている。

基本的な考え方としては、町支援事業計画の点検・評価結果に基づいて「PLAN（計画の修正）→DO（計画事業の実施）→CHECK（計画事業の実施状況の点検・評価）→ACTION（事業の継続または計画事業の見直し）」というサイクルを回しながら、計画

事業をより意義や価値の高いものにしていくとともに、これらの結果を町ホームページ等で公開していく。

町支援事業計画の策定・事業の推進主体は、開成町であることから開成町組織における内部評価を基本とするが、評価の過程等を開かれたものとするため、「開成町子ども・子育て会議」の意見を聞きながら行っていく。具体的には、前年の取組結果を翌年4～7月で点検し、最終的に8月に結果を公表することとなっている。

計画に位置付けられた全事業を点検・評価の対象とするが、子育て支援に関するさまざまな事業を計画しているため範囲が広く、数も多いことから種類別に3区分に分け、メリハリをつけて行っていく。

- (1) 「幼児期の学校教育・保育」については、認定区分を基本としながら、幼児期の学校教育・保育の提供体制について入園児童等客観的なデータを用いて検証する。
- (2) 国が重要な施策として子ども・子育て支援法に位置付けた「地域子ども・子育て支援事業」については、その重要性に鑑み重点的な点検・評価を進めていくことが必要と考えられることから、町支援事業計画で位置づけた確保方策の実現結果を基本としながら、その取組み状況を点検する。
- (3) 子育て環境の整備等に資する117の「分野別事業」については、計画上その事業の年度別具体的な取組方針が定まっていないことから、年度ごとの成果を基本に、その取組の方向性を検証する。

#### 【2-1 幼児期の教育・保育の需給計画に係る実績について】

平成27年度から始まった子ども・子育て新制度では、幼稚園や保育園に入る際に住んでいる自治体から「制度上、入る資格を満たしているかどうか」の支給認定を受けなければ、新制度の幼稚園や保育園には入れない。ただし、幼稚園は新制度に移行していない私立幼稚園もあり、その場合は直接幼稚園に申込みを行う。開成町は公立幼稚園のみであり、公立は自動的に新制度に移行したため、開成幼稚園は支給認定を受けないと入れないことになっている。

計画42ページの「確保方策の計画値」とは、この先どのくらいの利用見込みがあって、それに対してどのくらいの受け入れ態勢が用意できるのか表しており、受け皿が足りなければ何らかの措置が必要になる。平成29年度実績について、表内①「量の見込み」とは、幼児期の教育・保育に関する保護者へのアンケート結果と人口推計、国の定められた式をもとに、どれくらいの需要があるかを、③「確保方策」は、需要に対してどれだけの受け皿が用意できるのか、提供体制を表している。「量の見込み」はアンケート結果のため需要は多く算出されがちであり、実際は「実績」の数値となっている。

「1号」について、①量の見込み（計画）の計は313人、②4/1実績（支給認定者数）

は173人で、見込みより140人少ない。これは※1のとおり、幼稚園において3歳児の受け入れを行っていないことが要因と考えられるため、今後、3歳児保育を実施することを計画にも位置づけている。これに対して、④確保方策（実績）は210人となっており、供給状況としては37人の余裕がある。

「2号」について、①量の見込み（計画）の計は222人、②4/1実績（支給認定者数）は217人で、ほぼ見込み通りとなっている。これに対して、④確保方策（実績）は190人となっており、供給状況としては27人の不足が生じている。なお、実績217人のうち開成町内の保育所利用は194人です。「3号」については、0歳、1・2歳ともに②4/1実績（支給認定者数）は計画値より少ないが、確保方策も計画より少なくなってしまった。結果として、1・2歳児の供給状況はマイナスが生じている。

3号の確保方策が計画値に満たなかったのは※3のとおり、地域型保育事業所から認可申請の相談があったものの申請に至らなかったからである。29年度は2号、3号全ての認定者の待機は発生していない。

#### 【2-2 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（13事業）について】

計画43ページからの「地域子ども・子育て支援事業」にかかる平成29年度実績について、説明を行った。

#### 【2-3 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（町事業）について】

計画57ページからの「分野別事業」にかかる平成29年度実績について、説明を行った。併せて13事業及び町事業の多くを担う関係課長（保険健康課、福祉課、教育総務課）より主な事業の説明を行った。

保険健康課：3頁「特定不妊治療費助成事業」年々件数は増加している。「不育症治療費助成事業」「未熟児養育医療費助成制度」の申請は0件だったが、平成27年度28年度は発生しており、適宜対応する。「母子手帳の交付」「母親父親教室の開催」は他と比べても高い状況である。交付時に保健師面接を全件行っている。本日、母親父親教室を開催した。最近父親の参加率が増えている。

福祉課：1頁「巡回支援専門員訪問事業」は保育所や幼稚園等に療育の専門職員を派遣し早期発見、対応の助言等を実施した。対象者は13人。11頁「自立支援給付の推進」「障害児通所支援給付の推進」「特別児童扶養手当の支給」「身体障害児（者）補装具給付事業の実施」「重度身体障害児（者）日常生活用具給付事業の実施」は実績のとおり対象者に対し給付等を行っている。

教育総務課：1頁「開成幼稚園施設整備事業」であるが、現在町内にある公立は、平成22年に開成南小を含め、町内に公立幼稚園1、小学校2、中学校1である。開成幼稚園は昭和51年に建設し40年以上経過した。老朽化対策と3年教育の実施に向けて大規模改修を行った。事業費は1億3,074万。

6頁「子どもの読書活動の推進」は7～8か月児健診児にブックスタート事業を開始した。年12回154人。「就学援助制度」は小学校・中学校に通う一定所得水準以下の家庭に対し支給している。新入学用品費は入学した後の支給としていたが、昨今入学前の支給が話題となっており、次年度から行う予定である。

#### 意見等

**A 委員：**「乳児全戸家庭訪問事業」について、142件/150件とあるが、150人全員が対象となるべきではないか。8件の差の理由は何故か。

**事務局：**8件は、里帰り期間が長い、長期入院などで母子保健推進員が訪問したものの会えなかった件数である。訪問で会えない場合は、3～4か月健診での確認や電話等で確認を行っている。

**保険健康課長：**昨年度までは母子保健推進員21人体制で実施してきたが、今年度は確保が難しく当初15人体制でスタートした。現在3人増えて18人となった。さまざまな場面をお願いしているが、是非活動できる方がいた場合母子保健推進員のご推薦をいただきたい。

**B 委員：**上延沢地区の母子保健推進員が1人から2人に増えた。年4回育児おしゃべり会を開催している。是非続けてもらいたい。

「病児保育事業」が10月から開始される方向となり良かった。

**C 委員：**「一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）」について、預かり保育を期待して幼稚園に入園した。当初は理由を聞かれずに預けることができたが、突然詳しく理由を聞かれるようになり、仕事で利用するのはできないとなった。そのため祖母に急に預けることになった。

このことは、預かりを利用した人だけに通知された。他にも利用したい人はいっぱいいると思う。明確な条件を提示してほしい。

**D 委員：**一日保育体験での説明も行っていたが、実際に預かる場面での周知不足もあり詳しく説明を行った。現在は丁寧に説明を行っている。わかりやすい文書も添えるようにしている。

**E 委員：**「一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）」について、最初は仕事を理由としていても特に何も言われなかったが、話を聞いていくうちに仕事だめだという噂を聞いた。噂で広まるのはとても残念に思う。

**F 委員：**「一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）」について、確保方策は2,265人実績1,460人でBとなっているが、10名を超える日が2日あるとなると

1, 460人を超えているのではないか。希望が多ければ確保しなければならないが、実際の人数はどの程度だったのか。

**事務局**：実際には10人超える日もあったが、超えない日もあった。最終ページの参考資料に各事業の成果を掲載しているが、一時預かり事業は年間利用延べ436人だった。

**教育総務課長**：子ども・子育て会議の場で何度かお話してきたが、幼稚園と保育所の入所基準が近寄っている。就労の場合、就労時間の下限が48時間から64時間が最低基準となっている。保育の供給量が不足しているため幼稚園で受け皿を用意するよう国は方針を示している。2歳児預かりも示され、政策として保育にシフトしている。

基本的に幼稚園は午前中であり、一時預かり事業は午後の時間帯に緊急的な利用に限って実施している。今後3年教育や3歳児以上の無償化などの動向を確認し、今後のあり方について検討する時期となっている。

**C委員**：「緊急的な理由」は朝突然発生することなので、幼稚園に申込みに行くことができない。申請書を提出し確認後に預かれるかの返事が届くシステムだったが、緊急利用ならば使い易いシステムが必要だ。

**D委員**：今は電話で対応し、後日書類を提出するシステムに変更している。

**E委員**：「乳児家庭全戸訪問事業」について、児童虐待などの報道もあり、3か月まで待たずにすぐに訪問したほうがよいのではないか。

**教育総務課長**：国の指針で生後4か月までとなっている。早い時期に訪問を行い全数訪問している。

**事務局**：児童虐待の死亡事例検証で最も多いのは0か月0日児であり、次に4か月までの子どもとなっている。産婦の心身の変化、産後うつなどの発症などの確認などもあり国の指針が決められている。

**G委員**：「乳児家庭全戸訪問事業」について、これは意見として受け取ってほしい。母子保健推進員が訪問してくれるのはありがたいが、「あら小さいわね」「まだ立たないの」と、悪気がない発言だと思うが母親にとってその発言が不適切ではないかという意見が自分のもとに寄せられた。多くを望めないのは百も承知しているが、このようなことで行政との距離が発生してしまうのは残念。

**H委員**：「一時預かり事業（幼稚園預かり事業以外）、ファミリー・サポート・センター事業」について、国が計画上一体化しているので仕方ないが、性質が全く違うにも関わらず実績が一緒になっているため非常に見えにくい。本来は分類すべきではないかと考えるがいかがか。

**事務局**：現行計画では一体的な事業のため、このような進捗管理になっている。記載方法などの工夫で現行計画は検討したい。

H 委員：保育所は12時間開所しなければならない。その上で延長保育を行っている。保育士の負担や勤務による拘束時間も長い。全国的に保育士不足が大きな問題となっている。今後、開成町でも待機児童が発生する可能性は高い。これらのことも考えていてもらいたい。

E 委員：「一時預かり事業（幼稚園預かり事業以外）、ファミリー・サポート・センター事業」について、平成29年度に30分単位を導入したが、実績が増えたのかそれに伴う評価を確認したい。

事務局：平成28年度と比較し10%増となっている。主な預かり理由として「送迎」が多い。

I 委員：「一時預かり事業（幼稚園預かり事業以外）、ファミリー・サポート・センター事業」について、ファミリー・サポート・センターのまかせて会員（子どもを預かる会員）にならないか誘われるが、預ける方は保育士の方が安心すると思う。具体的取組で事故防止のフォローアップとあるが、事故が発生したのか。

事務局：国の会員講習の基準が変更になったため。残念ながら全国では事故も発生している。AED講習のほか、事故予防について講習時間を増やした。

J 委員：「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」について、小学校4年生までは手厚くみていただけている。町の夏休みの教室などに参加させればいいのかという意見もあるが、フルタイムの母親の場合、教室終わった後子どもだけでいいのか等悩む部分もある。新しい住宅も増えており、夏休みへの対応は早期に検討する必要があるのではないか。安心して保護者が仕事できること、子どもたちの居場所など、小学校4年生以上の対策も検討してほしい。

事務局：夏休み期間の利用希望も増えている。実施場所や職員確保などの課題もある。放課後子ども総合プランへの対応をこれから図っていく。

### ■議題3 平成30年度 入園・入所状況について

### ■議題4 平成30年度 放課後児童健全育成事業について

#### 事務局説明

開成幼稚園の入園状況、町内保育所入所状況、町外保育所入所状況について説明を行った。町内保育所は酒田保育園上島分園を除き定員を超過している。なお、待機児童は4月1日時点で0人である。

#### 意見等

特になし

#### ■その他

特になし。